

長寿医療制度について新たな保険料の軽減策と支払方法の変更点をお知らせします

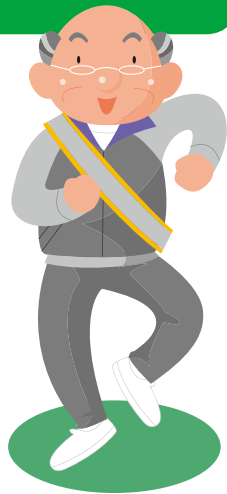


4月の制度施行以降、全国からさまざまな意見が寄せられたことを踏まえ、国は制度の円滑な運営を図るため、新たな負担軽減策等の実施を決定しました。

? 長寿医療制度とは?

長寿医療制度は、20年4月から始まった75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方を対象とし、加入するすべての方が保険料を負担する医療制度です。医療機関で受診する際の自己負担は一般の方は1割負担、現役並みの所得のある方は3割負担です。

保険料は原則として年金から引き落としされます。それ以外の方は、納付書または口座振替により納めていただきます。



? なぜ長寿医療制度が必要なの?

20年3月までの老人保健制度では、高齢者はそれぞれの医療保険に加入し保険料を払っていましたが、医療の給付は区市町村が行っていたため、財政運営の責任が明確ではありませんでした。また、医療費の負担についても、現役世代と高齢者の双方の負担がどのようになっているのかが明確ではありませんでした。これらの点を整理し、保険料の賦課と医療の給付について、都道府県を単位とした「後期高齢者医療広域連合」で行うとともに、高齢者の医療費について、現役世代の負担(医療費の4割)と高齢者世代の負担(医療費の1割)を明確にしました。

保険料の決め方 保険料は、被保険者一人ひとりが負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計となります。

均等割額 37,800円 + **所得割額 旧ただし書き所得 × 6.56%**
 旧ただし書き所得 = (総収入) - (必要経費・公的年金控除等) - (33万円)

今までの均等割額の軽減

▼ 下の表に該当する方は、均等割額の軽減があります

被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が下記の基準を超えない世帯	減額割合	軽減後の金額(年額)
基礎控除額(33万円)	7割軽減	11,300円
基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者の数(本人を除く)	5割軽減	18,900円
基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者の数	2割軽減	30,240円

ここを変更します(裏面A)

総所得金額等 = (総収入) - (必要経費・公的年金控除等)
 (年金収入のある方については、さらに15万円が控除されます)

今までの所得割額の軽減

(東京都独自の軽減措置により、22年3月まで)

▼ 下の表に該当する方は、所得割額の軽減があります

旧ただし書き所得()は年金収入のみの場合	減額割合
15万円(年金収入168万円)まで	全額減額
20万円(年金収入173万円)まで	75%減額
40万円(年金収入193万円)まで	50%減額
55万円(年金収入208万円)まで	25%減額

ここを変更します(裏面B)

旧ただし書き所得 = (総収入) - (必要経費・公的年金控除等) - (33万円)

社会保険(被用者保険)の被扶養者だった方は、保険料が軽減されます

制度加入前に社会保険(国民健康保険と国民健康保険組合以外)の被扶養者だった方は、保険料の軽減措置があります。

制度加入から2年間は、所得割額が無料、均等割額が半額となります。

さらに、21年3月までは、つぎのとおり保険料が軽減されます。

- ①20年4月～9月…保険料は無料
- ②20年10月～21年3月…均等割額が9割軽減された額のみ(保険料は6か月で1,800円)

国が 新たな軽減策を決定しました

新たな保険料額の軽減を実施します(20年度)

所得の低い方への配慮として、保険料を軽減します。7月に「20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付しましたが、新たな保険料の軽減策の対象となる方には、8月末に軽減後の保険料額をお知らせします。これらの軽減については、あらためて手続きをしていただく必要はありません。



A 新たな均等割額の軽減(20年度のみ)

対象者

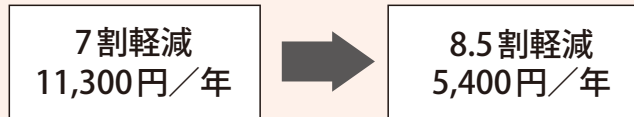
被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が33万円以下の世帯

※7月に送付している「保険料額決定通知書」で、
20年度の年間保険料が「11,300円」となっている方

※総所得金額等=(総収入)-(必要経費・公的年金控除等)
(年金収入のある方については、さらに15万円が控除されます。)

変更内容

7割軽減(年額11,300円)から8.5割軽減(年額5,400円)に変更します



B 新たな所得割額の軽減(20年度のみ)

対象者

7月に送付している「保険料額決定通知書」で、「賦課のもととなる所得金額」が40万円を超え58万円までの方

変更内容

賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)が40万円を超え58万円までの方は、さらに軽減を拡充し、所得割額の減額割合を50%に変更します。

旧ただし書き所得 ()は年金収入のみの場合	所得割額の減額割合
40万円を超え58万円まで (年金収入が193万円を超え211万円まで)	50%軽減

※旧ただし書き所得=(総収入)-(必要経費・公的年金控除等)-(33万円)

「年金からの引き落とし」を「口座振替」に変更できます

お申し出により、保険料の支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更することができます。



対象者

次のいずれかに該当する方

- 国民健康保険または国民健康保険組合の保険料を、この2年間確実に納付していた方(本人)
- 本人の年金収入が180万円未満で、世帯主または配偶者の口座から振替できる方

手続き方法

口座振替をご希望される方は、7月にお送りしました**申出書**と**口座振替依頼書**に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒により国保年金課後期高齢者医療係へ郵送してください。

手続き後の口座振替の開始

8月上旬までの受付分は、10月分から口座振替が開始されます。以後の受付分で、10月開始に間に合わない場合は、12月分以降から口座振替が開始されます。受付後、口座振替が開始できるまで2か月以上かかります。口座振替開始のお知らせが届くまでは、納付書でお支払いいただきます。

社会保険料控除について

所得税や個人住民税を計算する場合、お支払いいただいた社会保険料は経費として認められ控除されます。

(社会保険料=長寿医療制度の保険料・健康保険の保険料など)
社会保険料の控除は、納税者をご自身の社会保険料を支払った場合や、生計が同じ配偶者や親族の社会保険料を支払った場合に適用されます。

例：妻の保険料を夫の口座から口座振替によりお支払いいただいた場合、夫に社会保険料控除が適用されます。

**年金からの引き落としのままでよい方は
手続きや書類の提出は必要ありません。**